

第1条（趣旨）

この規約は「バザールサポーター」（以下、「サポーター」と記す。）について必要な事項を定めるものとする。

第2条（目的）

特定非営利活動法人黄金町エリアマネジメントセンター（以下、「NPO」と記す。）は、横浜市の創造界隈拠点の一つでもある初黄・日ノ出町地区において地域・行政・警察・大学・アーティスト等と連携しながら、「アートによるまちづくり」を主軸とした日常的なまちづくり活動を推進している。サポーターはNPOが主催する「黄金町バザール」を応援し一緒に盛り上げると共に、NPOが展開する各種事業並びに「黄金町アーティスト・イン・レジデンスプログラム」（以下、「黄金町AIR」と記す。）におけるアーティストの活動への支援を通して、まちづくりに寄与することを目的に活動する。

第3条（活動内容等）

サポーターは前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1）作品制作等、黄金町AIRや黄金町バザールに参加するアーティストを支援する活動
- （2）サポーターズノートの執筆等、黄金町バザール及びその他イベント等の告知や感想等を通じて初黄・日ノ出町地区の魅力を伝える活動
- （3）まちあるきツアー等、来街者へ街中のアートや地域の歴史を紹介し初黄・日ノ出町地区の魅力を伝える活動。
- （4）サポーター自らの企画運営によるワークショップ等の自主的な活動
- （5）その他、NPOの事業に関わるサポート活動

2 前項の活動を支援するため、NPO内にサポーター事業に関わるスタッフを置く。

3 NPO公式ウェブサイト、SNS等に掲載するため、サポーター活動時にはNPOが随時活動を写真・動画等で記録を行うことがあり、サポーターはこれに同意するものとする。

第4条（参加・登録条件）

サポーター活動参加には、NPOへのサポーター登録を必要とする。登録する者は、以下の要件のすべてを満たす者とする。

- （1）18歳未満の場合は、保護者の同意を必要とする。
- （2）NPOの方針に理解があり、事業の成功に賛同できること。
- （3）他のサポーターや新しいメンバーを尊重すること。
- （4）営利を目的としないこと。
- （5）法令を遵守する者であること。
- （6）政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする者でないこと。
- （7）特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする者でないこと。
- （8）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とする者でないこと。
- （9）暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体に属する者でないこと。
- （10）本規約を遵守する者であること。

第 5 条（登録手続）

サポーター登録は、公式ウェブサイトの登録フォーム等より必要事項を記載し、登録申込みを行うものとする。

なお、下記に該当する場合、NPO は登録を拒否する場合がある。

- （1）申込み内容に虚偽の記載があった場合
- （2）NPO より連絡が取れない場合
- （3）その他、登録の拒否が相当であると NPO が判断した場合

第 6 条（登録期間）

サポーター本人からの登録解除の申出がない限り、原則として登録は継続するものとする。

2 不定期に NPO より登録継続の意思確認を行う場合がある。

第 7 条（登録内容の変更）

サポーターは、登録時の情報に変更が生じた場合、都度 NPO へ届け出なければならないものとする。

第 8 条（登録解除手続）

サポーターの登録解除を希望する場合は、NPO へメールにて解除の申出を行う。

第 9 条（登録の抹消）

NPO は、サポーター登録者に次の事実があると判断した場合には、予告なしにサポーター登録を抹消することができるものとする。

- （1）申込み内容に虚偽の記載があった場合
- （2）サポーター活動の運営を故意に妨害する等、不適当な行為を行った場合
- （3）本規約に違反した場合
- （4）第 6 条第 2 項に基づく登録継続の意思確認ができなかった場合。ただし、本条に基づきサポーター登録を解除された場合でも、第 5 条第 1 項の手続により、再度登録を行うことができるものとする。
- （5）その他、NPO が不適当であると判断した場合

第 10 条（規約の変更）

NPO は、本規約を随時変更できるものとし、変更した場合、NPO から公式ウェブサイト等で告知するものとする。

なお、公式ウェブサイトに掲載した時点より変更した規約の効力が生じるものとする。

第 11 条（個人情報）

NPO で保有しているサポーターの個人情報は目的を達成するためだけに利用し、目的外利用はしないものとする。また NPO はサポーターに対し、サポーター自身が自主的に公開している個人情報については、その責任を負わない。

2 サポーターが活動中に得た個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等の趣旨を理解し、適切に取り扱うこととする。なお、個人情報の取り扱いについては、活動の終了後も同様とする。

第 12 条（その他）

サポーター活動は無償とし、活動参加にかかる交通費、食費等の支給は行わないものとする。ただし NPO は活動時に横浜市市民活動保険を利用する。